

## 議案 第 58 号

富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定について  
富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年5月31日提出

富士見市長 星野信吾

### 提案理由

自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

# 富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、関係団体等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、自転車が関係する事故の防止を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体をいう。
- (3) 関係機関 交通安全に関する業務を行う国、埼玉県、市の区域を管轄する警察署その他の公的機関をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (6) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び特別支援学校で市内に所在するものをいう。

## (市の責務)

第3条 市は、市民、事業者、関係団体及び関係機関との相互の連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

## (市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるとともに、家庭、職場、

学校、地域社会等において、自転車の安全な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

- 2 市民は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

- 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

- 5 自転車利用者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策を行うよう努めなければならない。

- 6 自転車利用者は、歩行者及び障害者、高齢者、乳幼児等の交通弱者の通行に配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第6条 幼児、児童又は生徒の保護者（以下この条において「保護者」という。）は、その幼児、児童又は生徒に対し、自転車の安全な利用に関する家庭教育を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その幼児、児童又は生徒を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

- 3 保護者は、その幼児、児童又は生徒を対象とした自転車損害保険等への加入に努めなければならない。

- 4 高齢者のいる家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、市又は関係機関が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車の小売を業とする者（次項において「自転車小売業者」という。）は、自転車の購入者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備、自転車損害保険等への加入の必要性、盗難対策その他自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、市、関係機関又は関係団体が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策等に協力するよう努めなければならない。

(自転車交通安全教育)

第10条 市は、関係機関及び関係団体と連携し、市民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 市は、市民に対し、それぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

3 学校の校長は、在学する児童又は生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第11条 市は、自転車の安全な利用に関する市民の理解及び協力が得られるよう、

関係機関及び関係団体と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

- 2 市は、自転車が関係する交通事故を防止するため、関係機関と連携を図り、自転車が関係する交通事故の発生状況に関する情報を市民及び自転車利用者に提供するものとする。
- 3 市は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害保険等への加入の促進を図るため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(道路環境の整備)

第12条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、関係機関と相互に連携して、歩行者及び車両が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。